

第 9 章

コピーマートにかかる今後の研究課題

■ 比較法研究センター 理事長 北川善太郎 ■

■ コピーマートと海外の状況

最近のコピーマートとそれを取り巻く内外の状況に顕著な動きが見られる。すなわち、1996年11月から12月にかけて、法学、情報工学およびビジネスから構成されるコピーマート研究グループがヨーロッパを訪問し、WIPO(世界知的所有権機関)、EC(欧州共同体)委員会、EC委員会支援の「電子著作権管理システム」(electronic copyright management system: ECMS)研究グループ(IMPRIMATUR)と合同研究会を持った。興味深いのは、British Libraryが、コピーマート構想を部分的に取り入れた文献複写サービスを開始していたことである。

全体としてはヨーロッパのECMSの研究や事業化は一部進んでいるし、その論点をかなり徹底して分析している点は参考になるが、コピーマート構想のように基本的なシステム構築を目標にしているとは言えない。海外においてここ数年来急速にECMSに対する関心が強まってきている。コピーマートは日本型ECMSという評価で海外で定着を見つめるように思われる。1997年前半だけでも、EC委員会が主催するG7(先進7カ国蔵相・中央銀行総裁会議)の「情報サミット」のうち「電子取引プロジェクト」会議でコピーマートを含めたセッションが持たれたし、知的財産保護の国際団体であるAIPPI(国際工業所有権保護協会)はその100周年記念総会においてサイバースペースの著作権問題シンポジウムにもコピーマートが報告された。98年1月に東京で開催される「国際著作権シンポジウム」(国際出版連合<IPA>)でもコピーマート関連のセッションとデモが開催されることになっている。

■ 研究課題領域

このように見るとコピーマートは法モデルとしてその研究段階の第1ステージに到達し、ソフトウェア開発により次の

ステージに向かいつつあるように思われる。しかし、コピーマートにとってまだ未開拓領域が山積みしており、これから本格的な研究事業が始まる段階にある。以下その骨子となる項目を述べる。

「知識ユニット」研究

情報社会において情報の権利保護と自由な流通は基本的な前提である。その中でECMSに市場構想を持ち込むコピーマートは、情報社会の法的基盤であると位置付けることができる。かかる法的基盤が情報社会で生成すると、コピーマートの上で動き回る情報が、情報社会の構成単位となる。この意味で情報社会の構成要素となるものを「知識ユニット」(Knowledge Unit)と称することにする。著作権が外付けの情報は情報社会では半ば拘束された情報であるのに対して、著作権を内部化しているコピーマート上の情報である知識ユニットは自由に情報社会を動き回ることができる。私はこれを著作権外在型社会(Copyright-outside society)から著作権内在型社会(Copyright-inside society)への変遷と言っている。

知識ユニットは、いろいろな所でいろいろな目的のために異なる方法でまとまりのあるものとして利用できる情報社会の構成単位である。つまり、情報社会の諸制度は知識ユニットを活用してできている。例えば、電子大学、電子図書館、電子博物館、電子取引等は、情報社会の制度であるが、そうした諸制度は知識ユニットからつくられていることにある。

知識ユニットは新しい概念であり、その意義や内容を確定することが、情報科学、社会学、哲学、経済学、法学等の共同研究課題である。この概念を構成要素とする情報社会論は、インターネットやサイバースペースを含んで情報社会を考える新しいパラダイムにつながる可能性を持っている。

「コピーマート・システム」研究

コピーマートの「ハードウェアとソフトウェア」についての研究であり、とりわけ法学、情報科学とビジネスの共同研究が必要である。この研究においては日進月歩のハードウエ

アとソフトウェアの近未来モデルを策定しながら、コピーマートの諸モデルをコンピューターの世界で描き出すシミュレーション研究がなされる。かかる研究自体がコピーマート・ビジネスに対して道標となるであろう。

コピーマート・システム研究ではハードウェアは既製のものを利用する。ソフトウェアについて現在開発予定のものは、オブジェクト指向のプログラムで権利情報とコンテンツ情報を統合するコピーマートの基本類型となるものである。基本類型であるのでコンテンツとなるデータは、文献情報のように知識ユニットとして比較的情報価値の低い情報が対象になる。コピーマートのより高次な諸類型については、基本類型と並行して研究を進める必要がある。

現在コピーマート・ソフトウェアについては、その第1ソフトの開発が始まる段階である。

「コピーマート技術」研究

同一の情報である知識ユニットを多目的に利用できる技術を検討するのが、「コピーマート技術」研究である。ここでは著作物の情報科学的分析や著作権にかかわる技術モデルの析出が行われるので、コピーマート技術の近未来像をモデル化するためにコンピューター技術・ビジネス・法学等の学際的研究が必要である。

技術分析の学際的分析の対象は多岐にわたるが、次の3分野に分けてコピーマート技術研究を進める。

(1) 技術的分析の対象となる著作権事項

複製、一時的複製、送信・放送・通信、印刷、録音・録画、オンディマンド送信、電子暗号等。

(2) 技術的分析の対象となる著作物研究

印刷物、絵画、彫刻、写真、映画、演劇、放送番組、レコード、デザイン、コンピューター・プログラム、データベース等。

(3) 技術的分析の対象となる媒体研究

印刷、放送、通信、コンピューターシステム、ICカード・ICチップ、ディスク等

コピーマート技術とコピーマートシステムは同じものの両面か。そうではなく密接につながるが、システム構築の規模、

レベルや評価（どこまでシステム化するか、内部化と外部化の基準判定等）とコピーマートシステムを支えるコピーマート技術自体とは異なる。コピーマートの主要なモデルに対応したコピーマート技術をコンピューター技術・法律・ビジネス等の総合的研究により解明し、「著作権マーケット」と「著作物マーケット」の2部門における実用化のための条件を分析する。

「コピーマートの応用」研究

これはビジネス面ではコピーマートのビジネスモデルづくり、技術的に言えばコピーマートのアプリケーション、そして情報理論から言えば情報社会の構成単位である知識ユニットの利用形態に関する研究である。

対象となる応用例は基本的には、G7の情報サミットが挙げているパイロット・プロジェクトとリンクする。例えば、エレクトロニック・コマース（電子商取引）、図書館、美術館・博物館、教育・学習（バーチャル大学、生涯教育、生涯学習、開放教育、遠隔教育、電子塾、自習等）、環境保護、高齢社会、健康問題等。

こうしたグローバル情報基盤（Global Information Infrastructure）構想は、内外でその実現に向けて目覚ましく展開中である。しかしその多くにおいてデジタル技術問題を真に解決する法理が内部化されているかは明確でない。本研究の特色は、知識ユニットという新しい情報社会論とその法的基盤であるコピーマートという法モデル論を軸に、グローバル情報基盤の上に生成している情報社会の諸制度を構築する点にある。

「コピーマート法律問題」研究

コピーマートは著作権内在型の情報基盤であるが、著作権法制以外に多くの法律問題、特に契約問題について別に研究する必要がある。殊に、研究課題領域の「コピーマート・システム」研究、「コピーマート技術」研究や「コピーマートの応用」研究において既存の法制度のみならず新しい法律問題を同時に対象としなければならない。

（きたがわ ぜんたろう／要約構成・木下孝彦）